

令和7年度予防接種事業について

1 予防接種法により定められている定期予防接種

種類		対象年齢	標準的な接種年齢	接種方法
ロタウイルス	ロタリックス	出生 6 週 0 日後から出生 24 週 0 日後まで		2 回接種
	ロタテック	出生 6 週 0 日後から出生 32 週 0 日後まで		3 回接種
BCG		生後 12 月に至るまでの間にある者	生後 5 月から 8 月に達するまでの期間	1 回接種
B 型肝炎		生後 12 月に至るまでの間にある者	生後 2 月から 9 月に達するまでの期間	2 回接種（27 日以上の間隔をあける）後、初回接種から 139 日以上あけて 1 回接種
インフルエンザ菌 b 型（ヒブ）		生後 2 月～5 歳未満	生後 2 月に達した時から生後 7 月に達するまでの期間に接種開始（初回接種 3 回・追加接種 1 回）	3 回接種（それぞれ 27～56 日の間隔をあける）後、7～13 月の間に 1 回接種
小児用肺炎球菌				3 回接種（それぞれ 27 日以上の間隔をあける）した後 60 日以上あけて、生後 12 月以降に 1 回接種
5 種混合 （不活化ポリオ・ジフテリア・百日咳・破傷風・ヒブ）		1 期初回：生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	生後 2 月に達した時から生後 7 月に達するまでの期間に接種開始	3 回接種（それぞれ 20 日以上の間隔をあける）
		1 期追加：生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	1 期初回接種（3 回）終了後 6 月に達した時から 18 月に達するまでの期間	1 期初回（3 回目）接種後 6 月以上あけて 1 回接種
4 種混合 （不活化ポリオ・ジフテリア・百日咳・破傷風）		1 期初回：生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	生後 2 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間	3 回接種（それぞれ 20 日から 56 日までの間隔をあける）
		1 期初回：生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	1 期初回接種（3 回）終了後 12 月に達した時から 18 月に達するまでの期間	1 期初回（3 回目）接種後 12 月から 18 月の間に 1 回接種
2 種混合 2 期 （ジフテリア・破傷風）		11 歳以上 13 歳未満の者	11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間	1 回接種
麻疹風しん 1 期		生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者		1 回接種
麻疹風しん 2 期		就学前 1 年間（年長児） H31.4.2～R2.4.1 生		1 回接種
水痘（水ぼうそう）		生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者		1 回目接種後 6 月後に 1 回接種
日本脳炎 1 期		1 期初回：生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの期間	6 日～28 日までの間隔で 2 回接種
		1 期追加：生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間	1 期初回（2 回目）終了後概ね 1 年後に 1 回接種
日本脳炎 2 期		9 歳～13 歳未満	9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間	1 回接種
日本脳炎 特例		H19.4.1 以前の生まれで、1 期 2 期の終了していない者（※20 歳未満に限る）		接種していない回数
子宮頸がん		小学校 6 年生から高校 1 年生相当までの女子		3 回接種
		H9.4.2～H21.4.1 生まれで、令和 4 年度～令和 6 年度の間に 1 回以上接種している者		未接種回数分を接種

乳幼児の予防接種（医療機関で実施）

	対象	接種期間	負担金	
高齢者の予防接種	高齢者インフルエンザ予防接種	①接種時に65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能のいずれかに障害（身体障害者1級）を有する方	令和7年10月1日～令和8年1月末	1,100円 (1回のみ)
	新型コロナウイルス感染症予防接種		※愛知県広域予防接種は10月15日から開始	5,000円 (1回のみ)
	高齢者肺炎球菌予防接種	今までに肺炎球菌予防接種を受けたことがない次のいずれかに該当する方 ・65歳の方（66歳の誕生日を迎える前日まで） ・60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能のいずれかに障害（身体障害者1級程度）を有する方		2,500円 (1回のみ)
	带状疱疹ワクチン予防接種	今までに带状疱疹予防接種を受けたことがない次のいずれかに該当する方 ①昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 ②昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 ③昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 ④昭和20年4月2日～昭和21年4月1日 ⑤昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 ⑥昭和10年4月2日～昭和11年4月1日 ⑦昭和5年4月2日～昭和6年4月1日 ⑧大正14年4月2日以前 ・60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	令和7年4月1日～令和8年3月末	対象はどちらか1種類のみ 不活化ワクチン 6,500円（2回まで） 生ワクチン 2,500円（1回のみ）
場所	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定医療機関・長久手市・日進市・豊明市の協力医療機関 ・愛知県広域予防接種実施医療機関 			

2 任意の予防接種

女性の風しん予防接種

対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県が実施している風しん抗体検査助成事業の抗体検査を受け、抗体が十分でないことを確認できた方 2. 過去に自己負担にて風しん抗体検査（風しん抗体検査事業の抗体検査以外）を受け、抗体が十分でないことを確認できた人のうち、次の①～③をすべて満たす人 <ol style="list-style-type: none"> ①妊娠を希望している女性 ②過去に風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む）の接種歴がない人 ③過去に風しん既往歴がない人
助成回数	1人につき1回
手続き	予防接種の領収書、印鑑、銀行口座の分かるもの、検査結果通知書（自費などで受けた人は検査結果の分かるもの）を持参の上、こども健康課で申請してください。（償還払い）
注意事項	免疫が出来るまで、ワクチン接種後2か月間の避妊が必要です。予防接種法に定められていない予防接種となります。 万一、ワクチン接種により重篤な副反応が出た場合は、東郷町が加入している保険により救済措置があります。

15歳・18歳を対象としたインフルエンザ予防接種助成

対象	15歳（中学3年生相当）、18歳（高校3年生相当） 平成19年4月2日～20年4月1日生まれ および 平成22年4月2日～23年4月1日生まれ
助成回数	1人につき1回
手続き	マイナンバーカード（健康保険被保険者証）、子ども医療費受給者証、健康保険組合の発行する接種費用助成券（お持ちの方のみ）を持参の上、町指定医療機関で接種。